5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会等の協力を得て、全国各地の裁判所では例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会等の憲法週間行事を積極的に行なっています。

週間行事にご興味のある方は、裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/）をご覧いただくか、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせください。週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。皆さんのご参加を心よりお待ちしています。

間もなく、「裁判員制度」が始まってから4年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすくわかりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行なっています。〈裁判員制度ウェブサイト（http://www.saibanin.courts.go.jp/）〉

【裁判員制度説明会及び裁判員裁判法廷見学会】

平成25年5月8日に、旭川地方・家庭裁判所において、裁判員制度説明会及び裁判員裁判法廷見学会を行います。

詳細については、旭川地方・家庭裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/asahikawa/）をご覧ください。

無事故・無違反の優良運転者を表彰します

運転免許を所持し、町交通安全協会の会員の方で無事故・無違反を5年以上続けている優良運転者を表彰します。表彰区分は、5年・10年・15年・20年・30年以上です。表彰を希望される方は、5月1日以降発行の無事故無違反証明書をお持ちになり、下記までお申し出ください。

◆申請期日　5月17日（金）

◎問い合わせ先

総務課住民係　☎56－2111（内線212）

平成25年度調理師試験受験のご案内

◆試験日時　平成25年8月29日（木）
13時30分～16時

◆試験地　滝川市

◆受付期間　平成25年5月13日（月）
～5月24日（金）
（郵送の場合5月24日消印有効）

◆受験資格

学校教育法第57条（高等学校入学資格）に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設または飲食店営業、魚介類販売業もしくは、そうざい製造業に該当する営業において平成25年5月24日までに2年以上調理の業務に従事した者。

◆提出書類

①調理師試験受験願書
※裏面は調理業務経歴証明欄となっています
（6,700円分の北海道収入証紙貼付）

②調理師試験受験者整理カード
（出願3か月以内の証明写真貼付）

③調理師試験入力通知書

◆試験科目及び試験方法

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論について筆記試験を行います。

◎願書等配布・提出及び問い合わせ先

留萌保健所 健康推進課保健予防係　☎42－8326

自動車税の納期限は5月31日（金）です

- 自動車税は、4月1日現在運輸支局に登録されている所有者（所得権留保付自動車の場合は使用者）に課税される税金です。必ず納期内に納めましょう。
- 自動車税納税通知書の発付日は、5月7日（火）です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部（☎011－746－1190）までご連絡ください。
- 自動車税納税通知書は、金融機関や郵便局のほか、指定のコンビニエンスストアで納税することができます。

◎問い合わせ先

留萌振興局税務課　☎42－8418